

2026 年 7 月 17 日

お客様各位

住友不動産株式会社

駐車場契約における約款改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

駐車場契約における約款「住友不動産 駐車・駐輪場使用契約条項」を 2026 年 8 月 1 日付で改定する件についてお知らせいたします。

記

この度、お客様（※）との駐車場契約における約款「住友不動産 駐車・駐輪場使用契約条項」を 2026 年 8 月 1 日付で改定させていただく事となりました。

改定の詳細につきましては、2 頁目以降に続きます「住友不動産 駐車・駐輪場使用契約条項」改定版の後段に記載しておりますのでご確認くださいようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、専用ダイヤル 0120-90-1231 までお問い合わせください。

（※）ご契約駐車場のビルのテナント企業様以外、かつ当社指定の保証会社と保証契約を締結いただいているお客様が対象となります。

敬具

住友不動産 駐車・駐輪場使用契約条項

住友不動産株式会社（以下「甲」という。適格請求書発行事業者番号：T8011101010739）と使用者（以下「乙」という。）は、以下のとおり駐車・駐輪場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。また、乙は、甲が保証会社を利用することについてあらかじめ承諾するものとする。

第1条（使用契約）

甲は乙に対し、甲が指定する申込フォーム（電磁的方法による場合を含み、以下同様とする。）により、乙が申し込んだ駐車・駐輪場（以下「本件場所」という。）において、乙が使用する車両の駐車または駐輪を承認し、乙は使用を約した。

2. 本契約は、乙が所定の手順で甲に申込みを行い、第5条第2項に定める費用を乙が支払った後、甲が乙に入金完了の連絡をした時点で成立となる。

第2条（駐車または駐輪位置及び台数）

乙が使用する車両の台数は申込フォームのとおりとする。

2. 本件場所の位置は甲が指定するものとし、甲の都合により変更することができる。
3. 乙は、本件場所の利用にあたっては、必要な範囲でのみ申込フォーム記載の物件（以下「本物件」という。）を利用するものとし、かつ甲の定める本物件及び本件場所に関する規則並びに甲の指示を遵守するものとする。

第3条（供用時間）

本件場所の供用時間は原則として24時間とする（但し、休館日、点検日等の甲が指定した日は除く。）。

第4条（契約期間）

本契約の期間は申込フォームのとおりとする。なお、期間満了の1か月前までに、甲または乙のいずれからも書面または甲が指定する解約フォームによる更新拒絶の通知がないときは、本契約は期間満了の翌日より更に1か月間更新されるものとし、以降も同様とする。

2. 契約更新は毎月1日より末日までの1か月単位とし、1か月に満たない期間での契約更新は行わない。
3. 甲及び乙は、相手方に対し、書面または解約フォームをもって解約の申入れをすることができる。甲または乙より相手方に対し解約の申し出があった場合は、相手方は異議なくこれに従わなければならない。但し、申込フォームに記載の初回契約期間中は、本契約を解約することはできない。なお、解約は書面または解約フォームによる申入れが完了した月の翌月末日に効力を生じるものとする。

第5条（使用料金）

本件場所の使用料金（消費税10%込み）は申込フォームのとおりとする。乙は、別途、保証会社が定める月額保証料、支払期日及び支払方法の条件に従うものとする。なお、消費税率が変更された

場合には、変更後の税率が適用されるものとする。

2. 前項にかかわらず、乙は第4条に定める契約期間開始の前日までに、契約開始月、翌月分の使用料金（消費税10%込み）、及び初回保証料として本件場所の1か月分の使用料金（消費税10%込み）に相当する金額を甲の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。なお、消費税率が変更された場合には、変更後の税率が適用されるものとする。
3. 甲は土地建物に対する公租公課の増加、経済状態の変動、近隣施設の状況等の諸事情により使用料金が不相当となったときは、これを改定できるものとする。
4. 第2項の支払いについて、甲は乙に対し領収書を発行しないものとする。

第6条（乙の義務）

本契約締結に際し、乙は、甲に対し、甲からの書類等の受領先として、乙の住所、宛名及び電話番号（以下、総称して「契約者住所等」という。）を届け出なければならない。なお、甲は、乙の契約者住所等と請求書送付先が異なる場合は、請求書送付先に送付する。

2. 本契約締結に際し、乙は、甲に対し、使用方法によって下記の書面を提出しなければならない。

（1）駐車場として使用する場合

- ①法人・・・車検証写し、履歴事項全部証明書、その他甲が別途指定する書面
- ②個人・・・車検証写し、運転免許証の写し、その他甲が別途指定する書面

（2）駐輪場として使用する場合

運転免許証、旅券、個人番号カード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳、その他甲が別途指定するいずれかの書面（写し）

3. 第1項の届出事項に変更があった場合には、乙は甲に対し遅滞なく変更後の住所、宛名または電話番号を届け出なければならない。

第7条（貸与品）

甲は乙に対し、本件場所を使用する際に必要となる物品がある場合には、これを契約開始日までに貸与するものとする。

2. 前項の貸与品がある場合、乙は本契約終了日までに、甲にすべて返却するものとする。
3. 貸与品を紛失または返却しなかった場合、甲は乙に下記の金員を請求し、乙は甲または保証会社の指定する銀行口座に指定された期日までに振込みまたは口座振替の方法にて支払う。但し、実費が下記金額を上回る場合は、乙はその金額を支払う。なお、甲は乙に対し領収書を発行しないものとする。

- ・暗証番号：10,000 円 ・操作キー：6,000 円 ・シャッターリモコン：20,000 円
- ・IC カード：6,000 円 （それぞれ税別）

第8条（使用目的）

乙は、本件場所を申込フォーム記載の車両の駐車または駐輪以外の目的に使用してはならない。

第9条（甲の責任）

甲は、本件場所に駐車または駐輪中の車両及び車両内に留置された貴重品その他の物品に関する盗難・紛失その他一切の損害については、その賠償の責任を負わない。

2. 甲は、地震、火災、水害等の不可抗力、諸施設の故障、停電、漏水等による車両の出入不能その他一切の損害に関して、その賠償の責任を負わない。
3. 本条第1項にかかわらず、乙が個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合を除く。）である場合、甲の損害賠償責任は故意または重過失がある場合を除き、甲が付保する損害保険の保険会社が認定した金額を上限とする。
4. 車両が、本件場所に支障なく駐車または駐輪できるかについては、すべて乙の責任において確認するものとし、駐車または駐輪の際に本件場所の収納可能寸法・規格に適合しないことによって車両等に損害が生じて、甲は損害賠償責任その他一切の責任を負わない。

第10条（乙の責任）

乙またはその関係者が、故意または過失によって本件場所の利用に関して甲の本物件、本件場所の諸施設及び他の車両等、もしくは第三者の身体及び財産に損害を与えた場合には、乙はこれによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

第11条（禁止行為等）

乙は次の行為をすることができない。

- （1）甲の書面による事前の承諾なしに、本契約から生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供すること。
- （2）本件場所の全部または一部を第三者に転貸し、または使用させること。
- （3）本件場所の他の利用者等に迷惑となる行為、その他本件場所を含む本物件に損害を及ぼすような一切の行為。

第12条（契約解除）

次の各号の一に該当する行為または事実があったときは、甲は、催告その他何らの手続を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。

- （1）乙が使用料金の支払いを延滞したとき。
 - （2）乙に、本契約に違反する行為があるとき。
 - （3）乙が正当な理由なく引続き2か月以上本件場所を使用しないとき。
 - （4）乙が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始またはその他これらに類する倒産手続（本契約締結日以降に制定されたものを含む。）の申立てを受け、または自らかかる申立てをなしたとき。
 - （5）乙が手形交換所より取引停止処分を受けたとき。
 - （6）乙が強制執行、競売の申立て、保全処分、滞納処分等を受けたとき。
 - （7）乙が他の利用者等の使用を著しく妨害したとき。
 - （8）乙の資産、信用または事業に重大な変動があり、本契約を継続しがたいものと甲が認めたとき。
2. 前項の甲の本契約解除、その他の甲の意思表示が正当な理由なく乙に到達しない場合には、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
 3. 第1項及び第2項により本契約が解除された場合、甲は乙に対し損害賠償の請求をすることができる。他方で、乙は、甲に対し、本契約が解除されたことに伴う損害賠償を請求することはできない。
 4. 契約期間の中途において、甲が本契約を解除した場合においても、甲は既に領収した使用料金の返

戻はしない。

5. 本契約が解除となった場合、乙は甲に対し、未払いの金銭があれば、支払遅延1日につき日歩5銭の遅延損害金を支払うものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本契約の締結から終了までの間において、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
2. 乙は、本件場所の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本件場所を、反社会的勢力の活動の拠点に自ら供し、または第三者をしてこれに供させること。
 - (2) 本件場所または本件場所の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、甲、駐車・駐輪場の他の使用者、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
 - (3) 本件場所を反社会的勢力に使用させ、または本件場所に反社会的勢力を出入りさせること。
3. 甲または乙の一方が、第1項及び第2項の一つにでも違反したときは、その相手方は、催告その他何らの手続を要しないで本契約を解除することができる。
4. 前項により甲または乙が本契約を解除した場合、違反者は、解除により生ずる相手方の損害を賠償する責めを負い、解除により生ずる違反者の損害を相手方に一切請求することができないものとする。

第14条（車両の引揚げ等）

乙は期間内解約・契約解除・本契約終了の場合には、その原因の如何にかかわらず乙の負担において直ちに本件場所から車両を引揚げなければならない。

2. 乙が本契約終了後においても本件場所の使用を継続している場合には、甲が本件場所の使用停止の措置をとる場合があることをあらかじめ承諾する。
3. 乙は、甲に対し、第1項及び第2項に伴う損害賠償の請求、及び権利の主張等一切行わない。
4. 甲は、乙が第1項に違反した場合、甲が相当と認める場所に、乙の費用負担によって、車両を移動することができる。

第15条（駐車車両の届出）

乙が本件場所に自動車の車両を駐車する場合は、甲に対し、本契約締結に先立ち、本件場所において乙が駐車する車両の車両番号・車両名・年式・排気量などを届け出なければならない。

2. 乙は、前項の車両を変更しようとする場合は、事前に甲に対しその旨を申し入れ、甲の承諾を得なければならない。車体検査または修理のため、一時他の車両を駐車させる場合も同様とする。
3. 乙は、第1項により届け出た以外の車両について駐車することができない。
4. 甲は、乙が第1項により届け出た以外の車両を駐車したことによる車両の故障等その他一切の損害

に関して、その賠償の責任を負わない。

第 16 条（消費税額に関する特約）

甲が適格請求書等保存方式（インボイス制度）に伴い、本契約及び本契約に関連する契約等（以下「本契約等」という。）に基づく使用料金及びその他の費用（以下「使用料金等」という。）について、乙に対して一括して請求書（以下「本請求書」という。）を発行する際、本契約等に記載の消費税額または本契約等に記載の各使用料金等から計算される消費税額と本請求書に記載の消費税額が異なる場合があり、その場合、本請求書記載の消費税額を優先するものとする。

第 17 条（保管場所使用承諾証明書）

契約期間内に甲が乙に「保管場所使用承諾証明書」を発行する場合、乙は事務手数料として 1 通あたり 5,000 円（税抜）を甲の指定する銀行口座に、指定された期日までに振り込む方法で支払う。なお、甲は乙に対し領収書を発行しないものとする。

第 18 条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約の内容に関し守秘義務を遵守するものとし、関係者及び第三者に対し、理由の如何を問わず一切漏洩してはならない。

第 19 条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する訴訟の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

第 20 条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、もっぱら日本法のみが適用されるものとする。

第 21 条（協議）

本契約条項について疑義を生じたとき、または本契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ、取り決める。

第 22 条（電子契約の場合の附則）

本契約が電磁的方法によって締結される場合、甲は別途書面を発行しないものとする。

2. 本契約に特約を付する場合、甲及び乙は、書面または電磁的方法により、別途、合意するものとする。なお、特約がある場合、甲乙間ではその特約が本約款に優先して適用されるものとする。

第 23 条（本約款の変更等）

甲は、本約款を変更する場合、変更日の 14 日前までに、甲のホームページに掲載し、または乙が甲に届出した住所、電話番号、電子メールアドレスのいずれかに対して、告知するものとする。乙が当該変更日までに第 4 条第 3 項に基づく本契約の解約申出を行わなかった場合、には、乙は当該変更日に同意したものとみなすものとする。または、当該変更日以降も本件場所の利用を継続する場合も同様とする。

【改訂履歴】

[2026 年 8 月 1 日改訂]

- ・冒頭に「適格請求書発行事業者番号：T8011101010739」を加筆
- ・第 5 条の使用料金に「(消費税 1 0 %込み)」を加筆
- ・「個人情報のお取り扱いについて」の改訂

個人情報保護方針

当社は、業務上取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、次の方針のもとで適切に取り扱います。

(適正取得の原則)

1. 当社は、個人情報を偽りその他不正の手段により取得しません。

(目的明確化の原則)

2. 当社は、個人情報を取り扱うにあたり、その利用目的を出来るかぎり特定します。

(利用制限の原則)

3. 当社は、法令により認められる場合のほか、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲でのみ取り扱います。

4. 当社は、法令により認められる場合および本人の同意を得た場合のほか、個人情報を第三者に提供しません。

(データ内容の原則)

5. 当社は、保有する個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

(安全保護の原則)

6. 当社は、個人情報の漏洩等の防止その他安全管理のために必要な措置を講じます。

7. 当社は、従業者・委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

(公開の原則)

8. 当社は、個人情報について、利用目的等を通知または公表します。

(個人参加の原則)

9. 当社は、個人情報についての開示・訂正・利用停止等の請求に対し、遅滞なく適正に対処します。

(責任の原則)

10. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速に対処します。

2005 年 3 月 1 日制定

2023 年 5 月 1 日改訂

※本方針は法令の改正等に伴い改訂する場合があります。

個人情報のお取り扱いについて

2026 年 5 月 22 日改訂

住友不動産株式会社
(個人情報取扱事業者)
代表取締役 尾台賀幸

1. 個人情報保護の方針

当社は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令と社会秩序を尊重・遵守し、個人情報の適正な保護とお取り扱いに努めます。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、(1)の各事業において、(2)の各目的の範囲において利用いたします。

(1) 事業

- ① 不動産（オフィスビル、マンション、店舗、戸建住宅、宅地等）の賃貸、分譲、開発、管理、売買、仲介
- ② 建築土木工事の請負、設計、監理
- ③ 不動産の仲介・受託販売事業、マンション等の受託管理事業、インテリア関連事業、ホテル事業、イベントホール・会議室等の賃貸・運営事業、商業施設の運営・管理事業、フィットネスクラブの運営事業、飲食店・コンビニエンスストアの運営事業、ゴルフ場の運営事業、損害保険・生命保険代理業等、住友不動産グループ各社（住友不動産、同社ホームページのグループ会社一覧に記載されている会社および有価証券報告書に記載されている連結子会社を指し、以下同じとします。）が行う事業
- ④ 不動産特定共同事業、不動産鑑定業の他、上記の各事業に付随・関連する事業ならびに、住友不動産グループ各社の事業目的の範囲に属する各事業

(2) 目的

- ① 情報・商品・サービス提供のための郵便物、電話、電子メール、または訪問等による営業活動（当社が取得したお客様の属性や閲覧履歴等の個人情報を分析して、お客様の趣味・嗜好・関心事に応じた情報・商品・サービス提供のための郵便物、電話、電子メール、または訪問等による営業活動を行うことを含みます。）
- ② 情報・商品・サービス提供に必要な各種業務（商談・打合せのための連絡、計画提案のための各種調査、信用調査・審査、本人確認、申請・届出、許認可取得、利害関係者の確定、融資、土地・建物の登記等）の推進・取次等
- ③ 情報・商品・サービス提供に係る契約の締結・履行
- ④ 仲介事業において、指定流通機構への物件登録、成約通知および同機構に登録された情報を利用したの営業、価格査定等（(注)参照）
- ⑤ 住友不動産グループ各社が管理・運営する施設・建物の警備、防犯、安全管理
- ⑥ 顧客会員組織の管理・運営
- ⑦ アフターサービス、不具合箇所の修理・点検等の実施
- ⑧ 情報・商品・サービスに関するアンケートの実施・お問合せへの対応、顧客動向分析、商品・サービスの改善・開発のための調査分析等のマーケティング活動
- ⑨ その他、(1)の各事業に付随・関連する事項

情報・商品・サービスの提供は、ご本人からのお申し出がありましたら、取り止めさせていただきます。

(Cookie 情報の取得について)

お客様が当社の WEB サイトや当社からの電子メールをご覧になった場合には、お客様が使用されているパソコン等の端末の Cookie 情報を、当社自らまたは業務委託先を通じて取得し、これを当社 WEB サイトご利用時の利便性向上、

当社 WEB サイトの利用状況に関する統計分析、広告掲載等に利用させていただく場合があります。なお、Cookie につきましては、当社の下記 WEB サイトをご参照下さい。

https://www.sumitomo-rd.co.jp/site_policy/pdf/notes_on_use.pdf

3. 第三者提供

当社が取得した個人情報は、「個人情報の取り扱いについて」に基づき、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令で認められる範囲において第三者へ提供することがあります。第三者への提供の停止等を希望される場合は、6. お問い合わせ窓口に記載の連絡先へお申し出ください。

4. 個人情報の共同利用

当社は、取得した個人情報を、以下のとおり共同利用させていただきます。

(1) 共同利用する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、勤務先、電話番号、メールアドレス等、上記「2. 個人情報の利用目的」に掲げる利用目的の範囲内で必要な個人情報、および商業登記簿、不動産登記簿等の公開された情報から当社が適正に取得した個人情報

(2) 共同利用者の範囲

住友不動産グループ各社

(3) 利用目的

上記「2. 個人情報の利用目的」と同様

(4) 管理責任者

東京都新宿区西新宿 2-4-1

住友不動産株式会社

5. 安全管理措置

当社は、取得した個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、取得した個人情報を取り扱う従業者や委託先（再委託先等を含みます）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

6. お問い合わせ窓口

〒163-0820 東京都新宿区西新宿 2-4-1

住友不動産（株）個人情報担当窓口

TEL: [03-3346-1325](tel:03-3346-1325) (受付時間 平日 9:00～17:00)

個人情報に関するご意見、ご質問、ご苦情のお申し出や、個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等のお申し出につきましても、こちらまでご連絡ください。

※当社の個人情報保護方針等につきましては、https://www.sumitomo-rd.co.jp/privacy_policy/をご参照ください。

（注）指定流通機構に関する事項等について

指定流通機構は、宅地建物取引業法により、国土交通大臣の指定を受けた公益法人であり、同法に定められた次の業務等を行っています。

- 一、専任媒介契約その他の宅地建物取引業に係る契約の目的物である宅地または建物の登録に関すること。
- 二、前号の登録に係る宅地または建物についての情報を、宅地建物取引業者に対し、定期的にまたは依頼に応じて提供すること。

三、前二号に掲げるもののほか、前号の情報に関する統計の作成その他宅地および建物の取引の適正の確保および流通の円滑化を図るために必要な業務。

当社は、指定流通機構に関する宅地建物取引業法の規定等に基づき、次の措置を取らせていただきます。

- 1.当社が、売却依頼を受けて、媒介契約を締結した場合、その物件情報を、相手方を探索するため指定流通機構に登録いたします。登録された物件情報および売却希望者の方の氏名・住所等の情報は、指定流通機構の会員業者、購入希望者に提供されます。
- 2.登録された物件が成約した場合、その年月日、売買価格等を指定流通機構に通知いたします。
- 3.指定流通機構は、物件情報、成約情報（物件の概要、契約年月日、売買価格などの情報で、売主・買主の氏名は含まれません）を、宅地建物取引業法で規定する同機構の業務のために利用します。なお、その中には、物件情報、成約情報を指定流通機構の会員業者や公的な団体へ電子データ等で提供することを含みます。
- 4.専任媒介契約および専属専任媒介契約の場合、以上の、指定流通機構への情報の登録・通知等は、宅地建物取引業法の規定に基づき実施いたします。
- 5.物件の購入希望者あるいは買主となられる方は、上記1～4の指定流通機構に関する措置等に基づいてご購入いただきます。
- 6.当社が、指定流通機構の物件情報等により物件購入の営業活動を行う場合は、その物件情報等を購入希望者の方に提供すると共に、購入希望者の方の氏名、住所等を、売却営業を行う宅地建物取引業者、売却希望者に提供いたします。この提供については、ご本人からの申出がありましたら取り止めさせていただきます。
- 7.当社は、指定流通機構から提供を受けた成約情報（売主・買主の氏名は含まれません）あるいは、当社が関与した売買取引により得た成約情報を、当社が売買依頼等を受ける際の売買すべき価額またはその評価額を提示する意見の根拠として、当社の依頼者等に提供いたします。その際には、当該成約物件の特定が困難になる措置等を講じて実施いたします。なお、この提供については、ご本人からの申出がありましたら取り止めさせていただきます。

お客様の個人情報の開示等の手続きについて

次に定める方法で、個人情報担当窓口までお申し出ください。

請求方法

請求書面に必要事項を記載し、下記の添付書類を同封の上、個人情報担当窓口までお送りください。個人データの開示のご請求の場合は、額面 1,000 円分の定額小為替（郵便局発行）もご同封ください。なお、請求書面は、個人情報担当窓口までお申し出くだされば郵送いたします。

添付書類（本人申請の場合）

- ・ 本人の確認書類

運転免許証（運転経歴証明書）の写し

パスポート（旅券）の写し

健康保険の被保険者証の写し

その他、氏名および住所の記載のある身分証明書の写し

※ 顔写真・氏名・住所が全て確認できる書類の写しの場合は 1 点、顔写真が無いなど確認できない項目がある書類の写しの場合は 2 点お送りください。（なお、2020 年 2 月 4 日以降に発行されたパスポートには住所自署欄が無いため、住所確認ができませんのでご注意ください。）

※ 確認書類に記載された情報のうち、次のものについては、記載部分にマスキングをした上で写しをとるか、写しの記載部分が読み取れないよう黒く塗りつぶしてください。

- ・ マイナンバーカードに記載の個人番号（マイナンバー）
- ・ 被保険者証に記載の保険者番号、被保険者記号、被保険者番号
- ・ 年金手帳に記載の基礎年金番号

添付書類（代理人申請の場合）

- ・ **代理権の確認書類**

（任意代理人の場合） 本人の実印が押印された委任状および印鑑証明書

（成年後見人の場合） 後見開始の審判の正本の写し もしくは 登記事項証明書

（本人が未成年者の場合） 本人の健康保険の被保険者証の写し（但し、扶養者が代理人である場合のみ） もしくは 住民票記載事項証明書（但し、マイナンバーの記載がないものに限る）

- ・ **本人の確認書類**

※ 上記本人申請に準じる

- ・ **代理人自身の確認書類**

※ 上記本人申請に準じる

手数料

（個人データの開示） 1,000 円（額面 1,000 円分の定額小為替（郵便局発行）を請求書に同封下さい）

(利用目的の通知) 無料

(内容の訂正、追加、削除) 無料

(利用の停止、消去) 無料